

No.	サービス種類	基準	項目	豊中市の見解
1	共通	人員基準	管理者の兼務について	管理者業務に支障がない範囲として、以下のサービスについては兼務できる職種を原則限定している。 ・通所介護…生活相談員 ・訪問介護…サービス提供責任者 なお、管理者と管理者の兼務は認めるものの3職種以上の兼務は認めていない。
2	共通	設備基準	事業所の電話について	固定電話が望ましいが携帯電話でも可。ただし、その携帯電話は事業所外には持ち出さず、事業所内に置いておくことが前提。
3	共通	設備基準	利用者が使う椅子について	キャスターありの椅子、丸椅子(背もたれが無いもの)は転倒等のリスクがあるため避けること。
4	共通	設備基準	事業所入り口の看板について	来訪者が事業所を認識できる表示を掲出する。
5	共通	運営・運用	相談室について	相談室内には、鍵付き書庫や複合機等個人情報が含まれるものは原則置かないこと。
6	共通	運営・運用	洗面所のペーパータオルについて	感染予防の観点から共有タオルは避け、ペーパータオルを設置すること。また、ペーパータオルの水滴からの保護、衛生的な状態の維持の観点から、壁付けか立てて設置すること。
7	通所介護	人員基準	看護師の配置について	サービス提供時間を通じて看護師として専従することまでは求めないが、職種を変える等してサービス提供時間内は事業所内に身を置く、もしくは同一敷地内他事業所で勤務をすること。 ※訪問看護ステーション等との連携による協定締結を交わしている場合はこの限りではない。
8	通所介護	人員基準	通所型サービスAの指定がある場合について	機能訓練室は通所介護と通所型サービスAの定員を合わせて一人当たり3㎡必要。通所介護及び通所介護相当サービスと通所型サービスAの人員は時間を切り分けること。
9	通所介護	設備基準	トイレについて	複数設置し、1つは車いすが進入できる広さのものとする。
10	通所介護	設備基準	静養室ベッドについて	複数の利用者が同時に使用することができるように複数台のベッドを設置すること。ベッドとベッドの間は車いすが通るスペースを確保すること。 施術ベッドを使用せず、毛布や枕などを準備し静養できる状態にしておくこと。また、使用の頻度に関わらず定期的に洗濯すること。
11	通所介護	設備基準	静養室のパーテーションについて	静養室と他のスペースをパーテーションで区切る場合、天井に突っ張る形式のものを使用するなど、容易に倒れないよう配慮すること。
12	通所介護	設備基準	誤飲防止策について	固形石鹸は誤飲の危険があるため使用してはいけない。 液体石鹸は、容器の底を接着するか紐か結束バンドで蛇口等と結ぶなどして固定するか、若しくは職員が使用都度棚から出し入れすることで誤飲防止に務めること。
13	通所介護	設備基準	水栓設備について	水道蛇口は自動・上式にするなど高齢者に使いやすいものとする。
14	通所介護	設備基準	危険物の管理について	レクリエーション用品のはさみ・カッターなど刃物の収納は利用者がすぐ手が届かないようにすること。
15	通所介護	設備基準	洗濯室について	利用者が立ち入らないように、基本的に施錠すること。 利用者が立ち入る可能性がある場合は、洗剤等の誤飲防止対策を行うこと。
16	通所介護	設備基準	洗面設備について	洗面台は車いすでも使えるように下に棚のついていないものを設置すること。
17	通所介護	設備基準	脱衣室・浴室について	脱衣室・浴室内にナースコールを設置すること。
18	通所介護	設備基準	転倒防止策について	手すりは動線上に適宜配置すること。
19	通所介護	設備基準	静養室について	急変時に気付けるように、完全に密室にせず、静養できる環境でかつ中の様子が伺えるようにすること。 (例)ドアは開けておく、カーテンで仕切るなど
20	通所介護	設備基準	食事提供がない場合について	食事提供がなく、機能訓練室のみの設備であっても利用定員分の椅子は必要。
21	通所介護	運営・運用	お風呂の温度管理について	温度管理盤を事務所内に設置するなど利用者が容易に触れることができない場合を省き、火傷予防の観点からカバーの設置をすること。ただし、ロック機能による操作無効化があればその限りではない。
22	通所介護	運営・運用	包丁について	包丁は利用者の手が届かないよう、アタッシュケースに入れてからしまう、あるいはチャイルドロックをするなど対策を行うこと。
23	通所介護	運営・運用	トイレのナースコールについて	座っても、倒れても使用可能な構造、位置、個数のナースコールを設置すること。
24	通所介護	運営・運用	離設対策について	出入口が複数箇所ある場合、離設対策をすること。
25	福祉用具貸与	運営・運用	福祉用具貸与製品の消毒について	消毒設備を自社で構える場合、消毒場所へアクセスするためのエレベーターは清潔品と不潔品とを区分して保管・運搬作業を行う必要がある。エレベーター内で清潔品と不潔品が混在しないことは勿論のこと、エレベーター内で不潔品と清潔品の区画を分ける、不潔品を運搬したあとに清潔品を運搬する際はエレベーター内の拭き消毒を行う、など清潔品が清潔を維持したまま利用者に届けられるような設備、運営体制を確保すること。
26	訪問介護	人員基準	登録ヘルパーについて	予定勤務表上は常勤換算に登録ヘルパーを含めることは認めていない。ただし、担当利用者が決まっており、勤務日、時間が確定している登録ヘルパーの勤務時間数については常勤換算方法により人員基準に含めることが可能。
27	訪問看護	人員基準	サテライトについて	本体事業所において看護師の常勤換算2.5を満たす必要がある。